

令和7年度重点プロジェクト:グローバル化を牽引する人材育成プロジェクト

「派遣調査旅費支援」募集要項

1. 趣旨

学生が海外の大学や研究機関で調査研究やインターンシップを行う際の経済的支援を通じて、学生の教育研究活動を活性化し、グローバルに活躍できる人材の育成を推進することを目的とする。

2. 応募資格

令和7年4月現在、本学大学院の正規課程に在籍する学生

※申請時又は渡航時に休学中の者は除く。

3. 対象となる調査研究・インターンシップ等

海外の大学・研究機関で行う調査研究、インターンシップ等で次の①、②をいずれも満たすもの

①学位論文の執筆にあたり必要不可欠な海外での調査研究等

②本学が渡航を認めたもの(本学が派遣先国・地域への渡航を認めない場合は、本制度による支援の対象としない)

※海外渡航の際は、渡航国が、本学の「海外留学危機管理マニュアル」に定める「海外への派遣の実施・中止等に関する判断基準(外務省の海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報がレベル2以上の国の派遣は延期あるいは中止)」を渡航時に満たしているか確認する。申請時・渡航時期に、渡航国への渡航が認められていることを支援の条件とする。

4. 支援内容

旅費、滞在費等必要経費として一律20万円を支給

※他の経費等により、上記必要経費の一部が支援される場合には、他の経費により支援を受ける金額を差し引いて、本制度による支援金額を決定する。

5. 募集人数

若干名(※申請可能件数は、1人につき1件とする。)

但し、予算がなくなり次第、募集は締切となる。

6. 派遣期間

本事業への採択後、令和8年2月末日までに出発する海外渡航であること。

なお、調査研究等の期間が翌年度(令和8年4月以降)にまたがる場合であっても、本事業による支援の対象となるのは、令和8年3月末日までの期間とする。

7. 申請手続

(1)提出書類

- ① 重点プロジェクト「派遣調査旅費支援」要求書
- ② 航空運賃見積書(実際に搭乗予定の経済的かつ合理的な経路によるもの)
・運賃、税、空港使用料等の内訳があるもの。
- ③ 調査研究等の受入許諾を証明する書類(受入機関発行のもの)
- ④ 振込依頼書(すでに大学に振込口座を登録済みの場合は提出不要)

(2)申請期限:2025年9月26日(金)17時

(3)申請先:国際・学術情報課 国際交流係(内線 4922)

TEL: 0994-46-4922

Mail: kyoumu2@nifs-k.ac.jp

8. 選考及び結果の通知

選考は、提出された要求書等により行う。結果は、2025年10月末を目途に通知する。

9. 成果報告書並びに成果をまとめたポスターの提出について

本支援事業に採択された者は、帰国後1か月以内に以下の報告書等を提出すること。

なお、提出されたポスター等は、翌年の蒼天祭(令和8年11月頃)の重点プロジェクト事業成果報告会で展示し、大学公式Webサイトにも掲載して広く社会へ発信する予定です。

- (1) 重点プロジェクト「派遣調査旅費支援」成果報告書(Word)
- (2) 成果をまとめたポスター(A4サイズ1枚程度。PDF等のデータで提出すること)
- (3) 旅費請求に必要な書類(すべて提出)

※下記以外にも、大学が必要と認め、別途書類を請求する場合があります。

- ① 航空券の半券(※)
- ② 航空券の領収書
- ③ パスポートのコピー(顔写真掲載ページと出入国スタンプ押印ページ)
- ④ e-チケットお客様控えの旅程表(旅程の詳細)及び航空券代、空港使用料、航空保険特別料金/燃油特別付加運賃(燃料サーチャージ料等)の内訳があるもの)

(※)航空機利用者は搭乗券の半券を保管し提出すること。半券がない場合は、航空会社等に問い合わせ、①空港で発券される紙の搭乗券、②航空会社発行の搭乗証明書などの代用書類を提出すること。

10. 注意事項

- (1) 申請にあたっては、採択後に計画に大幅な変更が生じないように、受入機関等と十分に連絡をとり、慎重に計画を立てること。
- (2) 採択後に計画に変更が生じた場合は、速やかに国際・学術情報課国際交流係へ連絡すること。
- (3) 渡航国・地域の出入国規制や検疫措置の強化に関する最新情報を確認するとともに、感染予防に万全を期すこと。
- (4) 採択者は、海外旅行保険に必ず加入すること。
- (5) 採択者は、渡航前に渡航中の連絡先、滞在先、海外旅行保険の加入状況等を国際・学術情報課国際交流係に必ず知らせること。
- (6) 採択後に申請時点と比較して、渡航期間が短縮された場合には、短縮された期間に応じて支援金の返金を求める場合がある。また、本学の指示に従わない場合や支払が不相当と認められる場合は、支援金の返納を命じることがある。
- (7) 採択後に計画の変更により、渡航期間が延長された場合であっても、支援金の増額は行わない。
- (8) 採択後に渡航中止等により手配済みの航空券や宿泊などの取消に係るキャンセル料が発生する場合、本学の責による場合や、天災・テロ・その他やむをえない事情による場合のほかは、キャンセル料は支援の対象とならないため、航空券や宿泊の手配などは慎重に行うこと。
- (9) 渡航に必要な手続きは、申請者が行うこと。
- (10) 海外における危機管理の観点から、外務省海外安全ホームページ等で渡航先の「危険情報」「感染症危険情報」について確認を行うとともに、渡航期間に応じて「たびレジ」の登録又は「在留届」の提出を必ず行うこと。

(問い合わせ)

国際・学術情報課 国際交流係

TEL: 0994-46-4922 (内線 4922)

Mail: kyoumu2@nifs-k.ac.jp